



「規程は施行日までに訂正して あることが望ましい！」 この言葉の陰にサービス労働の強要！

6月9日、静岡支社との窓口折衝で、組合側から「指導訓練で規程の訂正確認を実施することになったが、規程訂正の施行日までに規程の訂正をしなくてもよいか」と質したところ、会社は「訂正施行日までに訂正してあることが望ましい」と返答しました。何と弱々しい返答でしょうか。

この言葉の陰には会社がサービス労働を強要する姿勢が垣間見れます。

乗務員は労働時間内で全ての規程の訂正を行うことができないことから、早め出勤や勤務終了後の自分の時間を使って、規程を訂正せざるを得ないのです。

会社は規程の訂正に関して、サービス労働と分かっているながら、サービス労働と認めたくないからこそ、「訂正施行日までに訂正してあることが望ましい」との弱々しい返答になるのです。会社は日頃「勤務の厳正」を口にします。であるならば、サービス労働をなくすために、規程の訂正を訓練時に実施したり、規程の訂正時間を新たに設けたり、超過勤務扱いにすべきです。

JR東海労はサービス労働撲滅に向けて奮闘します。